

議案第73号

北播磨清掃事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、平成31年3月31日付けで加東市が北播磨清掃事務組合を脱退することに伴い、同条第2項の規定により、北播磨清掃事務組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 北播磨清掃事務組合同規約の一部を改正する規約

北播磨清掃事務組合同規約（昭和49年西脇市滝野町黒田庄町清掃事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、加東市」を削る。

第3条中「（加東市については、旧滝野町の区域に係るものに限る。）」を削る。

第5条中 「西脇市 4人  
加東市 1人」 を「西脇市 5人」 に改める。

第10条第1項中「3人」を「2人」に改める。

別表備考中「（加東市については、旧滝野町の区域の人口）」を削る。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

北播磨清掃事務組合規約の一部を改正する規約 新旧対照表

| 改 正 後  | 現 行   |       |   |   |   |     |       |   |   |
|--|-------|-------|---|---|---|-----|-------|---|---|
| <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、西脇市_____及び多可町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物等（し尿を除く。）に関する事務のうち、次に掲げる事務_____を共同処理する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、関係市町ごとの選出区分は次のとおりとする。</p> <p><u>西脇市 5人</u></p> <p><u>多可町 3人</u></p> <p>(執行機関等の組織)</p> <p>第10条 組合に、管理者1人及び副管理者<u>2人</u>を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">負担の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) 「人口割」の算定基礎となる人口は、当該年度の前年の9月30日現在の住民基本台帳に記録されている関係市町の人口_____による。</p> <p>(2)・(3) 略</p> | 区 分   | 負担の方法 | 略 | 略 | <p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、西脇市、<u>加東市</u>及び多可町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物等（し尿を除く。）に関する事務のうち、次に掲げる事務<u>（加東市については、旧滝野町の区域に係るものに限る。）</u>を共同処理する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、関係市町ごとの選出区分は次のとおりとする。</p> <p><u>西脇市 4人</u></p> <p><u>加東市 1人</u></p> <p><u>多可町 3人</u></p> <p>(執行機関等の組織)</p> <p>第10条 組合に、管理者1人及び副管理者<u>3人</u>を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">負担の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) 「人口割」の算定基礎となる人口は、当該年度の前年の9月30日現在の住民基本台帳に記録されている関係市町の人口<u>（加東市については、旧滝野町の区域の人口）</u>による。</p> <p>(2)・(3) 略</p> | 区 分 | 負担の方法 | 略 | 略 |
| 区 分  | 負担の方法 |       |   |   |   |     |       |   |   |
| 略  | 略     |       |   |   |   |     |       |   |   |
| 区 分  | 負担の方法 |       |   |   |   |     |       |   |   |
| 略  | 略     |       |   |   |   |     |       |   |   |